11　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の六第三項及び第四項（特定生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

12　第六項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第九項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項第二号中「の規定　同項」を「又は第七項の規定　それぞれ同条第四項」に改め、「控除した金額」の下に「又は同条第七項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第三号中「第十条第七項」を「第十条の二第一項」に、「特別研究税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第十条の二の二第一項又は第二項の規定　それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第六号中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「から第四項」を「から第三項」に改め、「に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「前条第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九の二　前条第三項又は第四項の規定　それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「適用される」の下に「第十条第七項、第十条の二の二第二項、」を加え、「又は第十条の五の四第四項」を「、第十条の五の四第三項又は前条第四項」に改め、同条第三項中「して、」の下に「第十条第八項第七号、第十条の二の二第四項第五号、」を加え、「又は第十条の五の四第五項第十一号」を「、第十条の五の四第四項第九号又は前条第五項」に改め、同条第五項中「令和九年」を「令和十一年」に、「、第三号」を「、第三号、第三号の二（第十条の二の二第一項に係る部分に限る。）」に、「第十号」を「第九号」に改め、「とき（」の下に「第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては当該要件のいずれかに該当しない場合とし、」を加え、「あつて、」を「あつて」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該個人の第十条の五の四第四項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第四項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であること。

イ　当該対象年の十二月三十一日において、当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

第十条の六第五項第二号中「前号イ⑴及び⑵」を「前号イ及びロ」に改め、同条第六項中「こと」の下に「（特定税額控除規定のうち第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること）」を加え、「同項の」を「前項の」に改め、「第十条第十項」の下に「、第十条の二第三項、第十条の二の二第五項」を加え、「前条第七項」を「第十条の五の五第七項」に改める。

第十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで　削除

第十九条第一項第一号中「第十条の四の二」を「第十条の五」に、「又は」を「、第十条の五の六又は」に、「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第十条の二第一項又は第十条の二の二第一項」に改める。

第二十五条第一項中「令和八年」を「令和十一年」に改める。

第二十五条の二第一項中「（第三項」を「（第四項」に改め、同項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるとき」を「その年における同項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものについて、財務省令で定めるところにより、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項に規定する財務省令で定めるところに従い、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第六号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているとき（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）」に、「同項第一号」を「前項第一号」に、「五十五万円」を「六十五万円」に、「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合

二　次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　その年において前項に規定する不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引（ロにおいて「電子取引」という。）の同号に規定する取引情報（ロにおいて「取引情報」という。）に係る同法第八条第五項に規定する特定電磁的記録（ロにおいて「特定電磁的記録」という。）の保存が同項に規定する財務省令で定める要件を満たすために必要な措置として財務省令で定めるものを講じていること。

ロ　その年においてイの電子取引を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していること。